

津軽広域水道企業団公告第17号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 7月24日

津軽広域水道企業団
企業長 葛西憲之

記

1 競争入札に付する建設工事

- | | |
|-------------|--|
| (1) 入札方法 | 条件付き一般競争入札（事前審査型） |
| (2) 入札参加形態 | 単体企業 |
| (3) 工事番号 | 第単27-2号 |
| (4) 工事名称 | 板柳受水池水質計更新工事 |
| (5) 工事場所 | 青森県北津軽郡板柳町大字深味地内 |
| (6) 工事期間 | 契約締結日の翌日から平成27年12月15日まで |
| (7) 工事概要 | 水質計更新 1式
・自動水質測定装置 1台
・測定水管及び配水管配管工 1式
・既設自動水質測定装置撤去 1式 |
| (8) 支払条件 | 前払金 有り 部分払い 有り |
| (9) 予定価格 | 金9,182,160円（消費税及び地方消費税含む） |
| (10) 最低制限価格 | 設定あり |

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書提出期限の日から開札の時までの間に、企業長の指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 役員（役員として登記され、又は届け出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第15条に定める「電気工事」に係る「一般建設業又は特定建設業」の許可を受けていること。

- (6) 公告日現在、津軽広域水道企業団建設業者等級名簿において 業種「電気工事」 等級「A 級」 で掲載されている本社（店）、支社（店）、営業所等 を 青森県内 に有していること。
- (7) 平成17年度以降に元請けとして、国又は地方自治体等の発注した、水道施設における計装工事1件の契約金額が「130万円超」の施工実績を有すること。（共同企業体による施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。）
- (8) 次のいずれにも該当する 主任技術者等 を 配置 できること。
 - ア. この工事に対応する国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者。
 - イ. 当該入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。（入札参加資格審査申請日以前において、連続して3箇月以上の雇用関係があること。）

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
資格申請書受付	平成27年 7月24日（金）から 平成27年 8月 4日（火）まで	津軽事業部総務課
資格審査結果の通知	平成27年 8月 5日（水）予定	FAX及び郵送
資格審査問合せ	平成27年 8月 6日（木）まで	津軽事業部総務課
再審査内容の通知	平成27年 8月 7日（金）予定	FAX及び郵送
設計図書等の貸与	平成27年 7月24日（金）から 平成27年 8月 4日（火）まで	津軽事業部総務課
質問の受付	平成27年 7月24日（金）から 平成27年 8月13日（木）まで	電話及びFAX
質問の回答（最終）	平成27年 8月14日（金）予定	FAX
入札	平成27年 8月18日（火） 午後 1時30分	津軽事業部管理本館 2階大会議室

※ 上記の資格申請受付、設計図書等の貸与ならびに質問の受付は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、各手続き等の最終受付日については午後2時までの受付とする。

4 資格の審査

入札参加希望者は、あらかじめ前述2に定める資格を有することについて、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出方法 持参に限る。
- (2) 提出書類 （様式は津軽広域水道企業団ホームページよりダウンロードすること。）
 - ア 申請書
 - イ 建設業法に基づく許可書の写し
 - ウ 経営事項審査結果通知書の写し
 - エ 配置予定技術者調書

- ・国家資格及び雇用状況を確認できる書類を添付
 - 才 施工実績調書
 - ・工事内容や機器の仕様や性能を確認できる書類を添付
 - 契約書、仕様書（図面）、工事写真
 - 力 誓約書（本公告文に添付の様式を使用すること。）
- (3) 提出場所 津軽広域水道企業団津軽事業部総務課
- (4) その他
- ア 申請書の内容について別途意見を聴取することがある。
 - イ 資格の審査結果は、申請者に対してFAX および郵送により通知する。
 - ウ 前述2に定める資格を認められなかった者は、その理由について期日までに、書面（任意様式）で問い合わせることができる。

5 設計図書等

- (1) 設計図書等は、津軽広域水道企業団津軽事業部総務課にて貸与するので、受領書（津軽広域水道企業団ホームページよりダウンロードすること。）と引き換えで、受け取ることができる。なお、設計図書の貸与を受けなかった者は、入札に参加できないものとする。
- (2) 設計図書等に対して質問がある場合は、総務課へ電話連絡のうえFAX（任意様式）にて質問書を提出すること。回答は、入札参加予定者全者にFAXで通知する。
- ・工事担当課（者）へ直接問い合わせしてはならない。（本公告における参加資格を取り消すことがある。）
- (3) 貸与した設計図書等は、入札日までに返却すること。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は原則として契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。また、銀行若しくは企業長が確実と認める金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

7 積算内訳書

- (1) 入札書には、その積算の根拠となる工事費等を記載した内訳書をホチキス留め のうえ添付すること。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する内訳書は 無効 とする。
- ①内訳書の名称、金額若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは識別しがたいもの、若しくは違算したもの。（入札書と内訳書の金額が合わないものも含む。）
 - ②鉛筆等の修正可能な筆記用具によるものを用いて記載したものや修正液等で訂正したもの。
 - ③記載内容が明らかに合理性に欠くもの。
 - ④内訳書の添付がないもの。

8 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において前述「2 競争入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格を失った者の入札および「7 積算内訳書(2)」に該当するときにはその入札を無効とする。
- (2) 郵送および電送による入札は無効とする。
- (3) 事前公表した予定価格（税抜）を超える金額の入札は無効とする。

9 落札者の決定

- (1) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 入札回数は1回限りとする。
- (3) 代理人をもって入札をさせるときは、入札前に委任状を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の印鑑を押印すること。
- (4) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 契約の締結

- (1) 落札決定の翌日から7日以内に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 落札決定後、契約締結日までの間において、企業長の指名停止の措置を受けた者、前述2に掲げる資格がなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

11 その他

- (1) 現場説明は実施しない。
- (2) 本入札は、津軽広域水道企業団津軽事業部工事最低制限価格制度要領に基づき最低制限価格を設定する。

問い合わせ先

〒036-0342 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地
津軽広域水道企業団津軽事業部総務課

TEL0172-52-6033

FAX0172-53-2983

誓 約 書

平成27年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

申 請 者 住 所

氏 名

⑩

私は、平成27年7月 日付けで入札公告された 第単27-2号 板柳受水池水質計更新工事 の入札資格審査申請書を提出するにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、津軽広域水道企業団企業長が必要と認めた場合には、青森県警察に照合することについて承諾します。

記

自己又は法人その他団体役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「法」という。） 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して賃金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

この様式に記載された個人情報、暴力団排除に関する目的以外には使用しません。